

## 令和4年度第3回介護保険運営協議会（報告）

日時 令和4年12月16日（金）～令和4年12月22日（木）  
（書面開催）

### 次 第

#### 1 協議事項

- (1) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定更新について 資料No. 1  
議決結果 可15人 否0人  
意見等 なし

- (2) 第8期介護保険事業計画の進捗状況について 資料No. 2  
議決結果 可15人 否0人  
意見等  
・認知症サポーター養成講座受講者数と一般介護予防事業参加者数が人口から見て多いが、こんなに大勢が受講しているのか疑問。  
・地域における介護予防の取組を支援するため、リハビリテーションの専門職の関与を積極的に推進されたい。

#### 2 その他意見等

- ・新型コロナウイルス感染症により介護施設にクラスターが発生している。多くの利用者の生活に影響が出ていると思うが、介護保険担当部署として、その実態を把握しておいたほうがいいと思う。
- ・委託により運営する地域包括支援センターについては、特にも個々のセンターの実情を踏まえながら、体制の確保と機能向上に向けた支援をお願いしたい。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止による休業等で減収となった事業所に対して、市としての独自の支援があればと思う。

# 令和4年度第3回介護保険運営協議会

日 時 令和4年12月16日（金）～令和4年12月22日（木）  
（書面審議）

## 次 第

### 1 協議事項

- (1) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定更新について 資料No.1
- (2) 第8期介護保険事業計画の進捗状況について 資料No.2

### 2 報告

- (1) 地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）設置候補者の選定について  
第8期介護保険事業計画に基づき、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）  
1事業所（定員29人）の公募を行ったところ応募がなかったため、令和5年度において再度公募を行うこととする。  
募集期間：令和4年2月18日（金）から令和4年4月20日（水）  
令和4年8月8日（月）から令和4年10月11日（火）

## 介護保険運営協議会及び運営部会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

※任期途中での変更があった場合は現任者を掲載

	役員	地域	氏名		所属	選出規定	運営部会
1	会長	一関	寺崎 公二	男	一般社団法人一関市医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着
2		花泉	吉原 睦	男	一関歯科医師会 副会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括 (部会長)
3		一関	中目 幸晴	男	両磐ブロック高齢者福祉協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着 (部会長)
4		一関	鈴木 道明	男	一般社団法人岩手県介護老人 保健施設協会 事務局長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括
5	副会長	一関	中澤 伸一	男	社会福祉法人一関市社会福祉 協議会 介護事業課長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括
6		一関	佐藤 親幸	男	一関市民生委員児童委員連絡 協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括
7		平泉町	佐藤 謙一	男	平泉町民生児童委員協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着 (職務代理者)
8		一関	皆川 真琴	男	両磐地区介護支援専門員協議会 監事	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	包括 (職務代理者)
9		一関	長澤 茂	男	一関市医療と介護の連携連絡 会 幹事長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	地域密着
10		一関	岩渕 松義	男	認知症の人と家族の会岩手県 支部一関地区世話人	第3条第1項第2号 (被保険者)	包括
11		一関	沼倉 恵子	女	一関市まちづくりスタッフバ ンク	第3条第1項第2号 (被保険者)	地域密着
12		川崎	千葉 博	男	一関市行政区長会連絡協議会 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	包括
13		一関	佐藤 清子	女	一関市老人クラブ連合会 副 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	地域密着
14		川崎	佐々木 京子	女	一関市保健推進委員連絡協議 会 副会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	包括
15		-	木村 博史	男	岩手県一関保健所長	第3条第1項第4号 (学識経験者)	地域密着

参考：女性の比率：20% (3/15)

(順不同)

## 介護保険運営協議会及び運営部会職員

### 構成市町関係

職名	氏名	備考	運協	運営部会	
				地域密着	包括
介護保険担当参事	鈴木 伸一	一関市保健福祉部長	○		
介護福祉主幹	佐藤 和幸	一関市保健福祉部長寿社会課長	○		○
介護福祉主幹	穂積 千恵子	平泉町保健センター所長	○	○	

### 一関地区広域行政組合関係

職名	氏名	備考	運協	運営部会	
				地域密着	包括
事務局長	佐藤 正幸		○		
事務局次長兼介護保険課長	猪股 浩子		○	○	
介護保険課課長補佐兼介護保険総務係長	千葉 麻弥		○		○
介護保険課課長補佐兼認定調査係長	伊藤 晃		○		○
資格給付係長	里舘 弘美		○	○	
介護保険課主査	糸数 透		○	○	
介護保険課主事	菅原 裕太		○	○	
一関西部地域包括支援センター所長	高橋 恵		○		○
一関東部地域包括支援センター所長	小野寺 久美		○		○
さくらまち地域包括支援センター管理者	太田 真希子				○
はないずみ地域包括支援センター管理者	佐々木 紫				○
しぶたみ地域包括支援センター管理者	小野寺 理恵				○
ふじさわ地域包括支援センター管理者	畠山 あけみ				○
ひらいずみ地域包括支援センター管理者	千葉 礼子				○

一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則

平成 18 年 4 月 1 日

一関地区広域行政組合規則第 18 号

一部改正 平成 24 年 3 月 規則第 4 号

(設置)

第 1 条 この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成 18 年一関地区広域行政組合条例第 27 号）第 3 条の規定により、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関して審議すること。
- (2) 介護サービスの提供に関して審議すること。
- (3) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 5 項に規定する地域密着型介護サービス費の額に関して審議すること。
- (4) 法第 54 条の 2 第 5 項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額に関して審議すること。
- (5) 法第 78 条の 2 第 7 項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (6) 法第 78 条の 4 第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (7) 法第 115 条の 12 第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して審議すること。
- (8) 法第 115 条の 14 第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (9) 法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センターに関して審議すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上必要と認める事項に関して審議すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉の関係者

(2) 法第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者

(3) 各種団体等の関係者

(4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、管理者が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条第3号から第9号まで掲げる事項について専門的調査及び研究を行うため、協議会に部会を置く。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部に属する委員の互選とする。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長は、必要に応じて部会を招集し、部会の議長となる。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 地域密着型サービス運営部会設置要領

### (設置)

第1 一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、規則第2条第3号から第8号までに規定する事項について審議するため、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に地域密着型サービス運営部会（以下「運営部会」という。）を設置する。

### (運営部会の構成)

第2 運営部会の委員は規則第3条に規定する委員のうちから規則第4条第1項に規定する協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

2 運営部会に部会長1人を置き、運営部会に属する委員の互選により選出する。

3 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (所掌事項)

第3 運営部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関すること。
- (2) 指定地域密着型サービス指定基準及び介護報酬に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの運営の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービスの運営上必要と認める事項に関すること。

### (会議)

第4 運営部会は、部会長が招集する。

2 運営部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、運営部会における審議の経過及び結果を協議会に報告する。

### (意見の聴取)

第5 運営部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

### (その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

### (実施期日)

この要領は、平成24年6月27日から実施する。

## 地域包括支援センター運営部会設置要領

### (設置)

第1 一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、規則第2条第9号に規定する事項について審議し、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に地域包括支援センター運営部会（以下「運営部会」という。）を設置する。

### (運営部会の構成)

第2 運営部会の委員は規則第3条に規定する委員のうちから規則第4条第1項に規定する協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。

2 運営部会に部会長1人を置き、運営部会に属する委員の互選により選出する。

3 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (所掌事項)

第3 運営部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関すること。

(2) センターの行う業務に係る方針に関すること。

(3) センターの運営に関すること。

(4) センターの職員の確保に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアに関すること。

### (会議)

第4 運営部会は、部会長が招集する。

2 運営部会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、運営部会における審議の経過及び結果を協議会に報告する。

### (意見の聴取)

第5 運営部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

### (その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

#### (実施期日)

この要領は、平成24年6月27日から実施する。

#### 附 則

#### (実施期日)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

## 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定更新について

### 1 概要

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づいて指定した介護保険サービスの事業者は、基準の適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられています。

これにより、事業者は指定日から6年を経過するごとに指定の効力を失うこととなるため、有効期間満了日までに指定の更新を受ける必要があります。

今回指定の更新を行おうとする次の事業所については、これまで重大な基準違反と認められる事項はなく、指定地域密着型サービスの事業の人員基準、設備基準及び介護給付費算定の要件に適合していることを確認しております。

### 2 対象事業所

サービスの種類	事業所名 (事業者名)	事業所所在地	定員 (人)	更新後の 指定期間	資料 ページ	(参考) 現在の指定 有効期間
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	グループホームふるさと (株式会社スガワラ製作 所)	花泉町金沢 字 運 南 田 170-1	18	R 5. 3. 1 から R 11. 2. 28	2 p から 5 p	H29. 3. 1 から R 5. 2. 28
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	グループホームひまわり 畑 (医療法人晃和会)	藤沢町徳田 字馬場 10-2	9	R 5. 3. 1 から R 11. 2. 28	6 p から 8 p	H29. 3. 1 から R 5. 2. 28

### 3 現地確認

新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い事業所訪問は実施せず、施設写真により確認。

事業所名：グループホームふるさと

○ 人員基準

	基 準	申 請 の 内 容	適 否
代 表 者	1 特養、老人デイ、老健、GH の従業者もしくは訪問介護員として認知症である者の介護に従事した経験を有する者、または保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有している者。	法人代表者 代表取締役社長 菅原 祐一	適
	2 認知症対応型サービス事業開設者研修等を修了している者。(等は下記のいずれか) ア：実践者研修または実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修 イ：基礎課程または専門課程 ウ：認知症介護指導者研修 エ：認知症高齢者グループホーム開設予定者研修	菅原 祐一 開設者研修修了 H28.10.7 岩手県第 28-2 号	適
管 理 者	1 ユニット毎に置かれ、かつ、常勤専従でなければならない。 ただし、管理上支障がない場合は、当該ユニットの他の職又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事できる。 同一事業所の他のユニットの兼務も可。	管理者 菅原 賢人 常勤介護職兼務	適
	2 認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程含む)を修了していること。	実践者研修 H29.9.5 岩手県第 4582 号	適
	3 特養、高齢者デイ又は老健等で、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、かつ、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者	管理者研修 H29.9.8 岩手県第 1345 号	適

	基 準	申 請 の 内 容	適 否
計 画 作 成 担 当 者	1 事業所毎に置かれていること。	阿部 悦子 三浦 悠 常勤 介護職兼務	適
	2 少なくとも1人は、介護支援専門員であること。 ※ただし2人とも介護支援専門員をもって充てることが望ましい。	阿部 悦子 介護支援専門員番号： 03020227	適
	3 介護支援専門員以外の計画作成担当者は、特養の生活相談員や老健の支援専門員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者	三浦 悠 本事業所での介護経験が十分にあり、介護支援専門員有資格者からの指導が見込めるため認める。	適
	4 管理者等との兼務可	兼務なし	—
	5 認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程含む）を修了していること。	阿部 悦子 実践者研修修了 R2. 10. 23 岩手県第 5635 号 三浦 悠 実践者研修修了 H29. 11. 10 岩手県第 4891 号	適
介 護 従 事 者	1 夜間・深夜の時間帯以外の時間帯を通じて、利用者が3人又はその端数を増すごとに常勤換算方式で1人以上（例えば、利用者が9の場合は3人の介護従事者が必要となる。）	（ユニット毎 利用者9人→最低3人） 常勤換算 5.26人 常勤換算 4.80人	適
	2 夜間・深夜の時間帯を通じて、夜勤を行う介護従事者1以上 なお、利用者の処遇に支障がない場合は、併設される他の1ユニットの夜勤を兼務できる。	夜勤 1ユニット×1人×2 ユニット=2人	適
	3 介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。	（ユニット毎） 常勤 5人≧1人 常勤 4人≧1人	適

○ 設備基準

基 準	申 請 の 内 容	適 否
1 ユニット数 1、2又は3であること。	2ユニット	適
2 入居定員 5人以上9人以下であること。	1ユニット9人×2ユニット 18人	適
3 居室 (1) 個室（1人定員）であること。 ただし、夫婦である等、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	全室個室 定員1人	適
(2) 1の居室の収納を除く床面積が、7.43㎡（4畳半相当）以上であること。	最小床面積 9.12㎡ > 7.43㎡	適
(3) 他の居室と明確に区別されている。 ふすま○、カーテン、簡易パネル×	全室個室	適
4 その他 (1) 居室のほか、居間、食堂、台所及び浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日住生活を営む上で必要な設備が設けられていること。 ・居間と食堂は同一の場所でも可 ・居間、食堂、台所はユニットごとの専用の設備であり、他の事業所の利用者が共用することも原則不可。（共用型認知症デイを除く） ・事務室は兼用可。	各ユニット 食堂兼居間 台所 浴室（一般浴） トイレ 4か所 手洗場（居室・食堂） 相談室 事務室 洗濯室 テラス	適
(2) 消防設備について、スプリンクラー設置義務あり。自動火災報知設備、火災通報装置、消火器を設置。	各ユニット スプリンクラー 非常通報装置 自動火災報知機 消火器 3か所 避難口誘導灯 4か所	適

○ 一般的事項（人員基準及び設備基準以外）

	確認事項	適否
1	申請者が法人であるか。	適（変更なし）
2	立地が、住宅地にあるか。	適（変更なし）

◎加算の取得状況

加算（減算）項目	確認事項	適否
夜間勤務条件基準		
職員の欠員による減算	減算なし	適
身体拘束廃止取組の有無		
3ユニットの事業所が夜勤職員を2名		
夜間支援体制加算		
若年性認知症利用者受入加算		
利用者の入院期間中の体制	届け出あり	適
看取り介護加算	届け出あり	適
医療連携体制加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
認知症専門ケア加算		
科学的介護推進体制加算		
サービス提供体制強化加算	届け出あり（加算Ⅲ）	適
介護職員処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
介護職員等特定処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅱ）	適
介護職員等ベースアップ等支援	届け出あり	適

◎位置図



## 事業所名：グループホームひまわり畑

### ○ 人員基準

	基 準	申 請 の 内 容	適 否
代 表 者	1 特養、老人デイ、老健、GH の従業者もしくは訪問介護員として認知症である者の介護に従事した経験を有する者、または保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有している者。	法人代表者 理事長 宜保 淳一	適
	2 認知症対応型サービス事業開設者研修等を修了している者。(等は下記のいずれか) ア：実践者研修または実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修 イ：基礎課程または専門課程 ウ：認知症介護指導者研修 エ：認知症高齢者グループホーム開設予定者研修	常務理事 佐藤 貴之 事業開設者研修修了 H21. 10. 1 宮城県第 D09010 号	適
管 理 者	1 ユニット毎に置かれ、かつ、常勤専従でなければならない。 ただし、管理上支障がない場合は、当該ユニットの他の職又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事できる。 同一事業所の他のユニットの兼務も可。	管理者 鈴木 佳奈子 常勤 介護職兼務	適
	2 認知症介護実践研修における実践者研修(旧基礎課程含む)を修了していること。	認知症介護実践者研修 (実践者研修) H27. 8. 18 岩手県第 3787 号	適
	3 特養、高齢者デイ又は老健等で、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、かつ、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者	管理者研修 H27. 9. 9 岩手県第 1085 号	適

	基 準	申 請 の 内 容	適 否
計 画 作 成 担 当 者	1 事業所毎に置かれていること。	阿部 誠 常勤介護職兼務	適
	2 少なくとも1人は、介護支援専門員であること。	阿部 誠 介護支援専門員番号： 04150021	適
	3 介護支援専門員以外の計画作成担当者は、特養の生活相談員や老健の支援専門員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者	介護支援専門員以外の計画作成担当者なし	—
	4 管理者等との兼務可	兼務なし	—
	5 認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程含む）を修了していること。	実践者研修 H28. 5. 13 協会第 27015171 号	適
介 護 従 事 者	1 夜間・深夜の時間帯以外の時間帯を通じて、利用者が3人又はその端数を増すごとに <u>常勤換算方式</u> で1人以上（例えば、利用者が9の場合は3人の介護従事者が必要となる。）	常勤換算方法で 6人 （利用者9人→最低3人）	適
	2 夜間・深夜の時間帯を通じて、夜勤を行う介護従事者1以上 なお、利用者の処遇に支障がない場合は、併設される他の1ユニットの夜勤を兼務できる。	夜勤 1人	適
	3 介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。	常勤 8人 $\geq$ 1人	適

○ 設備基準

基 準	申 請 の 内 容	適 否
1 ユニット数 1、2又は3であること。	1ユニット	適
2 入居定員 5人以上9人以下であること。	1ユニット9人	適
3 居室 (1) 個室（1人定員）であること。 ただし、夫婦である等、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	全室個室 定員1人	適
(2) 1の居室の収納を除く床面積が、7.43㎡（4畳半相当）以上であること。	最小床面積 最小12.96㎡ > 7.43㎡	適
(3) 他の居室と明確に区別されている。 ふすま○、カーテン、簡易パネル×	全室個室	適
4 その他 (1) 居室のほか、居間、食堂、台所及び浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日住生活を営む上で必要な設備が設けられていること。 ・居間と食堂は同一の場所でも可 ・居間、食堂、台所はユニットごとの専用の設備であり、他の事業所の利用者が共用することも原則不可。（共用型認知症デイを除く） ・事務室は兼用可。	食堂兼ホール 台所 浴室 非常灯 避難口誘導灯	適
(2) 消防設備について、スプリンクラー設置義務あり。自動火災報知設備、火災通報装置、消火器を設置。	スプリンクラー 直通電話 火災受信機 通報装置 消火器	適

○ 一般的事項（人員基準及び設備基準以外）

	確認事項	適 否
1	申請者が法人であるか。	適（変更なし）
2	立地が、住宅地にあるか。	適（変更なし）

◎加算の取得状況

加算（減算）項目	確認事項	適否
夜間勤務条件基準		
職員の欠員による減算	減算なし	適
身体拘束廃止取組の有無		
3ユニットの事業所が夜勤職員を2名		
夜間支援体制加算		
若年性認知症利用者受入加算	届け出あり	適
利用者の入院期間中の体制	届け出あり	適
看取り介護加算		
医療連携体制加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
認知症専門ケア加算		
科学的介護推進体制加算	届け出あり	適
サービス提供体制強化加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
介護職員処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
介護職員等特定処遇改善加算	届け出あり（加算Ⅰ）	適
介護職員等ベースアップ等支援	届け出あり	適

◎位置図



第8期介護保険事業計画の実績について

(令和4年10月)

長期目標 令和3～22年度 1 地域包括ケア システムの推進	短期目標 令和3～5年度 その人らしい暮らしを継続するため、地域と医療、保健、福祉、介護の関係機関・団体が連携し、包括的に自立を支援します。	具体的施策 (1) 地域包括支援センターの体制確保、機能向上 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者本人の生きがいと尊厳を重視した、多様なケアシステムの推進	検討内容及び実施内容
			<p>(1) 地域包括支援センターの体制確保、機能向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センターの名称の一元化 (令和3年4月1日実施)</li> <li>○第8期計画中に体制(設置数、人員数)の変更予定なし</li> <li>○東山、川崎地域の在宅介護支援センターへの相談窓口の委託は継続する</li> <li>○包括的継続的ケアマネジメント研修会の開催</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回 5/18オンライン開催 85人参加             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度介護報酬改定に関する内容と理解</li> </ul> </li> <li>○第2回 12/15web開催 70人参加             <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症疾患医療センターの機能と役割についての講話</li> <li>・認知症ケアパス概要版の説明</li> <li>・認知症の人やその家族への関わりについての講話</li> </ul> </li> </ul> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回 5/12web開催 67人参加             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりに必要なことは何か、生活支援体制整備事業の展開～コロナ禍での集いの現状、地域の支援者の役割とは～</li> </ul> </li> <li>○第2回 11/14web開催 (予定)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「身寄り問題から考える地域包括ケアシステムの構築について」</li> <li>・「社会福祉法人からみた身寄り問題と今後の展開について」</li> </ul> </li> </ul>

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>(2) 地域ケア会議の推進  会議開催実績については、年度終了後にとりまとめ予定  ○コロナ禍において、職員や関係機関による会議については、webや書面による会議への切り替え、集合で行う場合には参加人数を制限するなど、必要な会議が開催できるよう努めている。</p> <p>○個別レベル会議  ・個別ケースの課題解決や地域課題発見など  ○日常生活圏域へ地域支援会議  ・抽出された地域課題の解決法を検討  ○東部・西部圏域ごとに開催  【令和3年度】  ・西部地域連携推進会議 令和3年12月1日開催  「身元保証・身寄りの必要性とは何か  ～身寄りがなくても安心して暮らせる地域へ～」  ・東部地域連携推進会議 令和4年1月27日web開催  「身寄りのない高齢者に係る介護サービス利用円滑化を考える」  【令和4年度】  ・今後実施予定  ○ケアマネジメント検証委員会  (多職種協働による自立支援、介護予防・重度化防止の推進)  【令和3年度】  ・第1回 7/1  ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件  ・自立支援型地域ケア会議 1件  ・第2回 11/11  ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件  ・自立支援型地域ケア会議 1件  ・第3回 1/14  ・訪問介護の回数が多いケースの検証 4件  【令和4年度】  ・第1回 7/28  ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件  ・自立支援型地域ケア会議 1件  ・第2回 9/20  ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件  ・自立支援型地域ケア会議 1件  ・第3回 12月開催</p>

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>(3) 高齢者本人の生きがいと尊厳を重視した、多様性のある地域包括ケアシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の主体性を醸成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会や地区サロン、各種団体での講話を開催</li> <li>テーマ:介護予防、権利擁護、人生会議など</li> </ul> </li> <li>○自立支援型ケアマネジメンツの普及・推進、介護予防ケアマネジメンツ研修会の開催</li> </ul> <p>【令和3年度】 ○2/3 講話と演習 87人参加 「介護予防ケアマネジメンツとは～その視点とプランニング～」</p> <p>【令和4年度】 ○9/14 講話 63人参加 「(腰椎)圧迫骨折のアセスメントと支援」</p>

長期目標 令和3～22年度 在宅医療と介護の連携推進	短期目標 令和3～5年度 構成市町と連携し、多職種連携の場を構築します。	具体的施策 (1) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築	検討内容及び実施内容
			<p>(1) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築</p> <p>○医療と介護の連携会議</p> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一関市医療と介護の連携連絡会 令和3年6月4日資料送付（書面開催）</li> <li>・平泉町在宅医療介護連携推進会議 令和3年4月15日資料送付（書面開催）</li> </ul> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一関市医療と介護の連携連絡会 幹事会 令和4年5月17日資料送付（書面開催）</li> <li>・一関市医療と介護の連携連絡会 連絡会 令和4年6月3日資料送付（書面開催）</li> <li>・平泉町在宅医療介護連携会議 令和4年6月24日開催</li> </ul> <p>○在宅医療と介護等の従事者を対象とする医介連の会議や研修会等の開催</p> <p>〔一関市〕</p> <p>①出前講座</p> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7/12（参加者17人）</li> </ul> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7/11（参加者20人）・7/20（参加者25人）・9/8（参加者20人）</li> </ul> <p>②在宅医療に係る情報交換会（はじめての「ケアカフェ」）未実施</p> <p>③「広報いちのせき」に情報掲載 毎月【通年】</p> <p>④医療介護関係者の研修会（未定）</p> <p>⑤人生会議（ACP）の普及啓発に向けた検討会（未定）</p> <p>⑥在宅医療・介護連携市民フォーラム（新型コロナウイルス感染症業務対応を優先し未実施）</p> <p>〔平泉町〕</p> <p>【令和3年度】</p> <p>①地域ケア推進会議2回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 10/21 「寄りのない高齢者を地域で支える」</li> <li>・第2回 3/10 「高齢者虐待対応について」「事例検討」</li> </ul> <p>②介護講座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 12/15 「終活を始めよう」「介護保険制度について」</li> <li>・第2回 1/12 「笑顔で介護～心と身体セルフケア」</li> <li>・第3回 1/24 「姿勢と健康」「人生会議」</li> </ul> <p>【令和4年度】</p> <p>①在宅医療介護連携講演会（令和4年12月3日開催）</p> <p>②人生会議（ACP）の普及啓発の推進：町広報（11月号）掲載</p> <p>※出前講座は未定</p>

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
<p>3 認知症の人（若年性認知症の人を含む。以下同じ）への支援対策の推進</p> <p>○認知症の人への理解を深め支援対策を推進する。 「共生」と「予防」を両輪とし、認知症の人ができる限り地域で自ららしく暮らし続けることができ、社会の実現を目指す。</p>	<p>認知症の人への早期対応、本人・家族支援体制を充実します。</p>	<p>(1) 認知症の人とその家族を支える地域づくり (2) 初期支援体制の推進 (3) 認知症の人と家族への支援</p>	<p>(1) 認知症の人とその家族を支える地域づくり ○認知症地域支援推進員による支援</p> <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に対する正しい理解と知識の普及啓発のための講話や認知症サポーター養成講座の開催、作成した通信の配布、FMあすまでの周知などの啓発</li> <li>家族会・認知症カフェへの支援・普及啓発</li> <li>窓口・電話相談や訪問による相談対応</li> </ul> <p>【配置状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西部地域包括支援センター 1人（兼務）</li> <li>認知症地域支援推進員を主業務とするもの（生活支援コーディネーター兼務）</li> <li>東部地域包括支援センター 1人（専従）</li> <li>さくらまち地域包括支援センター 1人（専従）</li> <li>一関市長寿社会課 2人（兼務）</li> <li>生活支援コーディネーターを主業務とするもの</li> </ul> <p>○認知症サポーターの養成（令和4年10月31日現在） 住民の集まり、職域、学校で講座を開催。</p> <p>【一関市】 12,343人（計画：令和5年度13,000人） 【平泉町】 2,321人（計画：令和5年度 2,600人）</p> <p>○キヤラバンメンイットの養成（令和4年10月31日現在） 認知症サポーター養成講座の講師役</p> <p>【一関市】 110人（計画：令和5年度111人） 【平泉町】 17人（計画：令和5年度 20人）</p> <p>○認知症ケアパスの普及 冊子版「あんしんガイドブック」を令和2年度、概要版のリーフレット「あんしんガイド」を令和3年度、令和4年度に配布し、市民や各医療機関・介護関係者へ普及している。</p>

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>(2) 初期支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症初期集中支援チームによる支援</li> <li>【設置目的】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職が認知症が疑われる人や認知症高齢者等とその家族を訪問し、本人や家族などの初期の支援を包括的・集中的に行う。</li> </ul> </li> <li>【設置場所】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一関西部地域包括支援センター (担当地域：一関・花泉地域、平泉町)</li> <li>・一関東部地域包括支援センター (担当地域：大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域)</li> </ul> </li> <li>【チーム員】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医1人＋専門職（保健師・社会福祉士等）2人以上の計3人以上で1チーム。</li> </ul> </li> <li>【令和3年度開催状況（奇数月開催）】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・西部地域6回、東部地域6回</li> </ul> </li> <li>【令和4年度開催状況（奇数月開催）】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・西部地域3回（11月に第4回開催）</li> <li>・東部地域3回（11月に第4回開催）</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 認知症の人と家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知</li> <li>○「認知症の人と家族の会」や「認知症カフェ」の運営支援・育成と必要な人への周知</li> <li>○地域での見守り体制の構築・関係機関との連携強化</li> <li>○権利擁護の推進（日常生活自立支援事業や成年後見制度利用勧奨・周知）</li> </ul>

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて取組みます。	<p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</p> <p>(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進</p>	<p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ○介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の推進を図る。 (実績は令和3年度末)</p> <p>① 訪問介護サービス・通所介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護 33事業所で実施</li> <li>・通所介護 50事業所で実施</li> </ul> <p>② 緩和された基準の中で実施されるサービス (サービスA)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2事業所で実施 (4事業所登録)</li> </ul> <p>③ 住民主体サービス (サービスB)</p> <p>[一関市] (通所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動団体数 16団体</li> <li>・利用者数 8,155人 計画は14,960人目標</li> </ul> <p>[平泉町] (通所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動団体数：11団体 (令和3年度1団体追加)</li> <li>・利用者数 337人 計画は360人目標</li> </ul> <p>④ 短期集中予防サービス (サービスC)</p> <p>[一関市] (通所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2事業所へ委託し、1クール15回 (週1回×4か月) で実施</li> <li>・利用者数 197人 計画は1,350人目標</li> </ul> <p>[平泉町] (通所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業所に委託し、年間1クール (3か月×1回) 実施</li> <li>・利用者数 9人 計画は30人目標</li> </ul> <p>⑤ 移動支援サービス (訪問型サービスD)</p> <p>[一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に地域住民ボランティアによる高齢者等の移動支援サービスについて、実証事業を試みたが、協力団体の確保ができず実施に至っていない。</li> </ul> <p>[平泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施なし</li> </ul>

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>○一般介護予防事業の推進 [一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般介護予防事業は、各地域それぞれ介護予防教室や健康相談・健康教育などを実施し、市民の介護予防の普及啓発に努めている。</li> <li>いきいき百歳体操をメインに介護予防事業に取り組み「週イチ倶楽部」は、各地域に広がりを見せている。</li> <li>通いの場活動団体数 72団体(令和4年8月末現在)</li> <li>一般介護予防事業参加者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>一関市：11,200人</li> <li>週イチ倶楽部活動団体数 <ul style="list-style-type: none"> <li>一関市：70団体</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>[平泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コツ骨貯筋教室、男の介護予防教室「平泉じいちゃん倶楽部」</li> <li>介護予防ボランティア養成講座</li> <li>通いの場活動団体数 令和3年度17団体 令和4年度16団体</li> <li>高齢者の茶話会「さくらの会」など</li> </ul> <p>○その他の事業の推進 [一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防の担い手を養成する「週イチ倶楽部サポーター養成講座」は、新型コロナウイルス感染症感染対策のため令和3年度、令和4年度の開催は見合わせた。</li> <li>令和3年度までのサポーター養成者数は222人。</li> <li>「週イチ倶楽部サポーターフォローアップ研修」 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度 1回開催 (31人受講) 令和4年度実施予定。</li> </ul> </li> </ul> <p>[平泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき百歳サポーター養成講座を、介護予防の担い手養成とサポーターのフォローアップを兼ねて実施</li> </ul>

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進  ○体制整備などの準備  [一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課（国保年金課、健康づくり課、長寿社会課）で実施に向けての協議を重ね、令和4年度より健康づくり課を主管課として事業を開始。</li> <li>・医療、介護、健康診査のそれぞれの人材から把握した生活習慣病等の重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導（ハイリスクアプローチ）、また、介護予防教室等における健康教育（ポピュレーションアプローチ）を実施</li> </ul> <p>令和4年度のテーマは「糖尿病性腎症重症化予防」「服薬」  [平泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課（保健センター、後期高齢者医療担当部署）で協議中</li> </ul>

検討内容及び実施内容			
長期目標 令和3～22年度 生活支援体制 の整備・推進	短期目標 令和3～5年度 地域における生活 上の課題について話 し合う場の設置を推 進します。	具体的施策	
5		(1) 生活支援体制の整備・推進	<p>(1) 生活支援体制の整備・推進</p> <p>○地域における生活上の課題について話し合う場の設置の推進</p> <p>【一関市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に地域で結成されている地域協働体や福祉推進協議会など、地域の生活上の課題を話し合う場を協議体とすべく取り組んでいる。</li> </ul> <p>【平泉町】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者サービス総合調整推進委員会兼協議体 (新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催)</li> <li>・令和3年度末に通所Bの代表者等を参集して交流会を実施。各団体の活動紹介を行いながら課題等を情報共有した。令和4年度も実施予定。</li> </ul> <p>○生活支援コーディネーターの活動の推進</p> <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の把握、整理・集約、話し合いのコーディネート</li> <li>・地域資源の発掘、多様な主体の参画の促し</li> <li>・課題解決のための他の地域や先進事例の情報収集</li> <li>・地域福祉コーディネーター（CSW）や認知症地域支援推進員などの多職種との連携</li> </ul> <p>【配置状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一関市保健福祉部長寿社会課 6人</li> <li>※認知症地域支援推進員との兼務職員を含む</li> <li>・生活支援コーディネーターを主業務とするもの 5人 (うち認知症地域支援推進員兼務 2人)</li> <li>・認知症地域支援推進員を主業務とするもの 1人 (生活支援コーディネーター兼務。西部地域包括支援センター常駐)</li> </ul> <p>平泉町保健センター 1人 合計 7人</p>

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>[一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生活上の課題を話し合う場に積極的に参加し、情報提供や共有を行っている。</li> <li>・地域の市民センターや通いの場などを訪問し、地域課題や資源、先進事例などの情報収集に努めている。</li> <li>・地域福祉コーディネーター（CSW）や認知症地域支援推進員などと連携し、地域の福祉活動の推進に努めている。</li> </ul> <p>[平泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所Bの活動に参加しながら、団体の活動上の問題（活動拠点までの交通上の問題等）を解消するために支援。</li> <li>・通所Bに移行していない百歳体操の団体をサポートし、移行できるように支援。</li> </ul> <p>○生活支援サービスの提供体制の構築</p> <p>[一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援アシスタント養成講座を開催し、介護保険施設等で支援が必要な高齢者の支えとなるだけでなく、自身の介護予防につながるよう取り組んでいる。</li> </ul> <p>[平泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所Bの団体において訪問Bに関心を持っている団体があることから、町としてのサポートを検討中。また、通所Bで買い物支援を実施する団体を増やせるか検討したい。</li> </ul>

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
<p>6 様々な生活形態に対応したサービス資源の確保</p>	<p>地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えます。</p>	<p>(1) 住み慣れた地域で安心して生活を続けるための必要な施設整備 (2) 介護人材の確保・育成・定着</p>	<p>(1) 住み慣れた地域で安心して生活を続けるための必要な施設整備</p> <p>○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域型（30床以上。県指定） 計画：1事業所 20床（増床）（令和3年度整備） 現状：令和4年度整備見込み</li> <li>・地域密着型（29床以下） 計画：1事業所 29床（令和5年度整備） 現状：設置候補者設定済</li> <li>・いわい砂鉄福祉会</li> <li>・令和6年3月1日開所予定（千厩町清田地区内）</li> </ul> <p>○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）</p> <p>計画：1ユニット 9人（令和3年度整備） 現状：設置候補者選定済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社リソフ（栗原市）</li> <li>・令和4年中開所予定（一関市東五代地区内）</li> </ul> <p>○小規模多機能型居宅介護</p> <p>計画：1事業所 29人（令和4年度整備） 現状：設置候補者選定済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社リソフ（栗原市）</li> <li>・令和5年4月開所予定（一関市赤荻地区内）</li> </ul> <p>○看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>計画：1事業所 29人（令和3年度整備） 現状：応募なし</p> <p>○介護医療院（県指定） 30人（令和5年度整備） 現状：具体的な動きなし</p>

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
			<p>(2) 介護人材の確保・育成・定着  ○構成市町において、介護人材確保に向けて各種取組を推進  主な取組 (◎構成市町が連携して取り組むもの)</p> <p>[一関市] (件数、人数は令和4年9月末時点)  ○介護職への入職支援及び資格取得支援等  ①介護職員就職奨励金交付事業 151件 (令和5年度までの目標170件)  ・介護職員研修奨励金事業 260件 (令和5年度までの目標360件)  ・介護保険施設等人材育成支援事業  ・介護人材確保奨学金補助事業  ・医療介護従事者修学資金貸付事業  ②職場定着及び職場環境の改善、人材育成  ◎介護従事者向け研修 (講演会、階層別研修)  ※新型コロナウイルス感染症感染対策のため開催見合わせ  ・医療・介護職員若手職員向け研修  ③人材の掘り起こし (介護のすそ野の拡大)  ・介護担い手育成事業  ◎生活支援アシスタント養成講座  ④介護の仕事の啓発及び魅力発信  ・ケアチャレンジの共催 (ふじさわ地域包括ケア研究会主催)  ※新型コロナウイルス感染症感染対策のため開催見合わせ  ◎福祉職進路選択セミナーの共催 (県と共催)  ・医療・介護職の魅力発信パンフレットによる普及啓発</p> <p>[平泉町] (件数、人数は令和4年9月末時点)  ○介護職への入職支援及び資格取得支援等  ・介護職員初任者研修支援事業 0件 (R5年度までの目標5件)  ②職場定着及び職場環境の改善、人材育成  ◎ (再掲) 介護従事者向け研修 (講演会、階層別研修)  ③人材の掘り起こし (介護のすそ野の拡大)  ◎ (再掲) 生活支援アシスタント養成講座  ※新型コロナウイルス感染症感染対策のため見合わせ  ④介護の仕事の啓発及び魅力発信  ◎ (再掲) 福祉職進路選択セミナーの共催 (県と共催)</p>

長期目標 令和3～22年度	短期目標 令和3～5年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
7 サービスの円滑な提供	サービスが、円滑かつ効果的に提供される体制の構築を図ります。	<p>(1) 感染症対策の徹底と災害時における対応の強化</p> <p>(2) 高齢者の権利擁護の推進と介護者への支援並びにサービス向上のための各種会議や研修会の開催</p> <p>(3) 介護相談員派遣等事業の充実</p>	<p>(1) 感染症対策の徹底と災害時における対応の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所へ感染拡大防止策の徹底とサービス提供継続の依頼（通知発出）</li> <li>○国県からの感染拡大防止策の情報の周知</li> <li>○実地指導</li> </ul> <p>(2) 高齢者の権利擁護の推進と介護者への支援並びにサービス向上のための各種会議や研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体拘束及び虐待の防止</li> <li>○サービス向上のための各種会議や研修会の開催</li> <li>・高齢者虐待対応に係る担当職員研修会の開催（市町、地域包括支援センター職員等対象）</li> <li>・岩手県権利擁護地域研修出席（同上）</li> <li>・事業所主催研修会への講師派遣（地域包括支援センター職員対応）</li> </ul> <p>○地域ケア会議における研修</p> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西部地域連携推進会議 12/1開催「身元保証・身寄りの必要性とは何か～身寄りがなくとも安心して暮らせる地域へ～」</li> <li>・東部地域連携推進会議 1/27開催「身寄りのない高齢者に係る介護サービス利用円滑化を考える」</li> <li>・平泉町地域ケア推進会議 10/21開催「身寄りのない高齢者を地域で支える」</li> </ul> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後実施予定</li> </ul> <p>(3) 介護相談員派遣等事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護相談活動の充実</li> <li>・介護相談員2名（介護保険課及び東部地域包括支援センターに各1名配置）</li> <li>・家庭や事業所を訪問しサービス利用者の相談に対応</li> </ul>

長期目標 令和3～22年度 給付の適正化	短期目標 令和3～5年度 サービスの透明性を高め、良質かつ適正なサービスの水準を確保します。	具体的施策	検討内容及び実施内容
8		<p>(1) 介護給付等費用適正化事業の実施</p> <p>(2) 指導監査、評価の実施</p>	<p>(1) 介護給付等費用適正化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護給付適正化事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦覧点検及び医療情報との突合（国保連委託及び自主点検）</li> <li>・ 受給者への介護給付費通知の送付（3月）</li> <li>・ ケアプラン点検の実施（2事業所）</li> <li>・ 要介護認定の調査技術の平準化（定期的に研修を実施）</li> <li>・ 住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査（年2回×10件）</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 指導監査、評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集団指導（全指定事業所対象） <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度 書面開催 7/30組合ホームページに資料掲載</li> <li>令和4年度 書面開催 8/10組合ホームページに資料掲載</li> </ul> </li> <li>○ 美地指導（指定期間内に1回、施設系は3年に1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度 40事業所 11/16～12/23訪問</li> <li>令和4年度 31事業所 9/22～11/24訪問</li> </ul> </li> <li>○ 事業所におけるサービスの自己評価、外部評価及び公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護において自己評価及び運営推進会等において第3者の観点から評価</li> <li>・ 認知症対応型居宅介護事業所においては自己評価及び外部機関による外部評価</li> <li>・ 実地指導時に実施状況を確認する</li> </ul> </li> </ul>